出向契約書

　（出向元）○○○○（以下「甲」という。）と（出向先）○○○○（以下「乙」という。）及び（出向労働者）○○○○（以下「丙」という。）は、以下のとおり出向契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　（出向契約）

１　甲は、乙に、丙を本契約書記載の以下の条件で出向させ、丙は、甲の従業員としての地位を有したまま、乙に出向し、乙の指揮監督のもと、次の業務を行うものとし、丙はこれを了承した。

①　就業場所：○○○○

②　業務内容：○○○○

２　乙は、丙に対し、就業場所及び業務内容の変更又は配置転換を命じることができる。

第２条　（出向期間）

１　丙の出向期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの○年間とする。

２　甲及び乙は、協議のうえ、前項の出向期間を延長することができる。

第３条　（労働条件）

丙は、出向期間中、乙の指揮監督に服し、労働時間、休憩時間、休日、休暇その他の労務提供に関する事項、職場規律及び秩序維持に関する事項は、原則として乙が定める就業規則、その他の規程の定めによるものとする。ただし、身分上の事項（休職、解雇、懲戒、定年）にあっては、この限りではない。

第４条　（賃金等）

１　丙の出向期間中の賃金、賞与、旅費、日当、通勤手当及びその他の諸手当（以下「賃金等」という。）は、乙の規程等の定めに従い、乙の負担において支給する。

２　乙は、乙の算定基準による丙に対する賃金等の金額が、甲の算定基準による丙に対する賃金等の金額以上になるよう、調整手当等を用いることにより対処しなければならない。

３　丙の日常業務により発生する諸費用は、乙の負担とする。

第５条　（社会保険等）

丙の健康保険、厚生年金保険、厚生年金基金、雇用保険及び介護保険等は、甲が取り扱い、乙は甲に対しその費用を支払わなければならない。ただし、労災保険については乙が取り扱い、乙がその費用を負担する。

第６条　（報告）

乙は、甲に対し、毎月丙の勤務状況を協議のうえ定める勤務状況報告書により報告し、また、丙の就業場所、業務内容、所属部署及び役職等を定めたとき又は変更があったときは直ちに文書で報告する。

第７条　（復職）

１　丙は、以下の各号に該当するときには、甲に復職する。

①　出向期間が延長されず満了したとき

②　出向期間満了前でも、甲乙協議のうえ、甲の丙に対する復職命令がなされたとき

２　甲は出向期間中、丙を休職扱いとし、復職後の労働条件及び退職金その他の給付金の算定にあたっては、出向期間を甲の在職期間に通算する。

第８条　（解除）

甲又は乙は、相手方が本契約に違反した場合、相手方に対し、書面によりその履行を催告したうえで、相手方が催告に従った履行をしないときは、本契約を解除し、かつ、その損害の賠償を請求することができる。

第９条　（協議解決）

甲乙丙間において、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第１０条　（合意管轄）

甲、乙及び丙は、甲乙丙間において、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

　本契約締結の証として、本契約書３通を作成し、甲乙丙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各１通を保有することとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　丙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞